

第 258 回 広島県都市計画審議会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 2 月 4 (水) 10:00～11:00
- 2 場 所 北館第 1 会議室 (Web 会議併用)
- 3 出席委員 別紙の通り
- 4 議 題 等 付議案件 1 件、報告事項 1 件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ
(082) 513-4117 (ダイヤルイン)

目 次

1 開会.....	2
2 議事.....	2
第1号議案 備後圏都市計画道路の変更について.....	3
報告事項 都市再開発の方針の策定(中間報告).....	5
3 閉会.....	10

広島県土木建築局都市計画課

1 開会

開会 10:00

- 司会** 定刻となりましたので、ただ今から第 258 回広島県都市計画審議会を開催します。はじめに報道関係者の方へお願いでございます。会場内には報道規制線を設けており、これを超えてのカメラ撮影等はお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 司会** 委員の皆様にはご多用のところご出席いただき誠にありがとうございます。それでは、本日の会議資料について、ご確認をお願いします。
お手元には、次第、委員名簿、配席表が各 1 枚、議案集の冊子が 1 冊、それから右肩に資料 1 から資料 2-2 まで記載しております説明スライド資料等が 4 種類ございます。以上 8 種類の書類をお配りしております。
資料について不足はございませんでしょうか。
- 司会** 次に前回の審議会以降に委員の異動がございましたので、ご紹介いたします。恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご覧ください。前回の審議会以降で、新たに 2 名の方にご就任いただいております。
審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号学識経験のある者からの委員といたしまして、令和 8 年 1 月 20 日付けで、広島商工会議所 部谷俊雄副会頭にご就任いただいております。
なお、本日は所要によりご欠席となっております。
もうお一方は、審議会条例第 2 条第 1 項第 3 号、市町長を代表する者からの委員といたしまして、令和 8 年 2 月 3 日付で、岡田吉弘三原市長にご就任いただいております。
なお、本日は所要によりご欠席となっております。
また、本日はご覧いただいている委員名簿において、お名前の右側にオンラインと記した 6 名の委員の皆様は Web 会議システムを通じ、ご出席をいただいております。
回線状況等により、音声等が聞きにくい場合などには、進行を調整させていただく場合がございます。何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。
本日の会議時間は 1 議案と一つの報告事項を合わせまして、約 1 時間を予定しております。
それではこれからの議事は、審議会運営規程第 5 条により会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長をお願いいたします。
- 藤原会長** 皆様おはようございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。
本日の出席人数でございますけれども、現時点でこの会場には 11 名、オンラインで 5 名、合計 16 名の方の参加をいただいております。なお、村田委員におかれましては、所用のため途中からの参加を予定しています。
2 分の 1 以上の出席となっておりますので、審議会条例第 5 条により、この会は有効に成立しますことから、これより第 258 回広島県都市計画審議会を開会いたします。
- 藤原会長** まず議事録署名委員を指名いたします。
今回は恐縮ですが、西名委員、富永委員、お二人をお願いいたします。

2 議事

- 藤原会長** それでは、議事次第に沿って進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、お手元の議事次第にございますように付議案件が1件、それから事務局からの報告事項が1件でございます。

第1号議案につきましては、都市計画の変更に関する議案となります。

それでは、第1号議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

第1号議案 備後圏都市計画道路の変更について

○都市計画課長 都市計画課長の梶村と申します。着座にて説明させていただきます。

第1号議案についてご説明いたします。

本議案は、「備後圏都市計画道路新市駅家線」につきまして、区域の変更を行うものでございます。前方のスライドでご説明いたします。なお、お手元の配布資料では、資料1となります。説明時間は約10分を予定しております。

まず備後圏都市計画区域についてご説明いたします。備後圏都市計画区域は、県の東部に位置し、福山市、府中市、尾道市、三原市の4市から成る線引き都市計画区域でございます。

次に福山市北部の主要な道路ネットワークについてご説明いたします。高規格幹線道路としては、東西を走る山陽自動車道がございます。また、幹線道路としましては、北部地域の東西を走る一般国道486号と地域を縦断する一般国道182号があり、整備予定の福山西環状線と合わせて主要な道路ネットワークを担っております。その他鉄道路線としましては、JR福塩線、井原鉄道の二つの路線が走っております。新市駅家線は福山市北部の幹線道路であり、東西交通軸を形成する路線となります。

次のスライドは新市駅家線の路線周辺図でございます。市街地を一般国道486号が東西に横断し、それに沿う形でJR福塩線が走っております。新市駅家線は一般国道486号からなる路線であり、府中市との市境である新市町から駅家町へ至る延長約4,520m、幅員30mの都市計画道路です。今回変更となりますのは、延長約3,130mの区間となります。

次に、都市計画決定の経緯についてご説明いたします。上の図にありますように、新市駅家線は昭和37年に、その大半を都市計画道路新市戸手線として、現在の国道486号が都市計画決定されております。第2回変更となる平成2年の変更では、終点が駅家町に変更され、総延長が約4,520mとなりました。また、道路幅員は16mから4車線である30mに変更され、名称も現在の新市駅家線に変更されております。その後も、道路構造の見直し等によりまして、当初決定から計6回の都市計画変更がなされております。

次に、事業進捗の状況についてご説明いたします。新市駅家線は、駅家側の延長約2,120m区間については、以前より整備済みであり、新市側については一般国道486号道路改良事業として、平成9年に事業着手しており、府中市側である中須工区、福山市側の戸手工区につきましては既に整備済みとなっております。現在、中須工区と戸手工区の間の新市工区におきまして事業を実施しており、詳細設計まで完了しております。

次に、都市計画変更の内容についてご説明いたします。今回の変更は詳細設計が完了し、交差点協議等を経て道路の形状が確定したことによる区域の変更です。変更内容としては、都市計画変更に係る現行規定に基づき、「機能回復のための側道」の2ヶ所、「都市計画道路でない既設道路交差点部の隅切り」の8ヶ所について区域外とするものでございます。

位置図でございます。今回変更となる箇所が全体で10ヶ所あります。この変更区間の延長としては約3,130mとなります。このうち、変更箇所図で言いますと③と⑩が機能

回復のための側道の削除でございます。それ以外の箇所が都市計画道路でない既設道路交差点部の隅切りの削除になります。次のスライドからは、矢印を赤塗りしております変更箇所③と変更箇所⑧の2ヶ所につきまして、代表箇所としてご説明いたします。まず、変更箇所⑧でございます。こちらにつきましては、都市計画変更の変更点のうち、「都市計画道路等でない既設道路交差点部の隅切り」の区域を削除するものでございます。これまでは、全ての道路の交差点部の隅切りにつきまして、スライドの左の図の通り、都市計画道路の区域に含めていたところでございますが、都市計画道路等でない既設道路交差点部の隅切りにつきましては、将来的に沿道の土地利用が変化した際には、不要となる場合もあることから、都市計画変更にかかる現行の規定におきまして、都市計画道路の区域に含めないこととしております。変更後の都市計画区域としましては、スライドの右側の図の緑の区域としまして、黄色の区域は都市計画区域から外すものでございます。

次に変更箇所③でございます。こちらにつきましては、都市計画変更の変更点のうち、機能回復のための側道の区域を削除するものでございます。側道は都市計画道路の区域ではなく、あくまで機能回復のための道路であることから、都市計画変更に係る現行規定におきまして、都市計画決定により固定する必要がない区域としております。変更後の都市計画区域としましては、スライドの右側の図の緑の区域としまして、黄色の区域は都市計画区域から外すものでございます。

次のスライドは、先ほどの変更箇所③におけます横断図を示したものでございます。図の両端、道路の本線の両側に側道を計画しておりますが、この部分を区域外としております。

このスライド以降4枚のスライドによりまして、すべての変更箇所の新旧対照図を示しております。

こちらにおきましては、変更箇所①と変更箇所②の2ヶ所でございます。いずれも隅切りの削除でございます。黄色の着色部を都市計画区域から外します。

次に、変更箇所③は側道関係、変更箇所④は隅切り関係の削除となります。

次は変更箇所⑤から⑨でございます。こちらの5ヶ所は隅切り関係の削除になります。

新旧対照の最後でございます。変更箇所⑩は側道関係の削除となります。

最後に、意見書の状況でございます。本案件につきまして、令和7年12月8日から22日まで、広島県都市計画課と福山市都市計画において、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、今回の変更案につきまして、福山市から異存のない旨の回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○藤原会長 はい、ありがとうございました。それではご審議いただきたいと思います。進め方ですけれども、まず会場参加の方々からご質問、ご意見等をちょうだいいたしまして、その後にオンライン参加の方々をお願いしたいと思います。

それではまず会場の方々でご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

オンライン参加の皆様、何かご質問ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

一つだけ私の方からお伺いしますけれども、隅切りは基本的には交通安全というか、視距が不足しているときに、見やすくするために置くものだと思いますけれども、今回の箇所については、そういう安全面での確認というのはできるという理解でよろしか

ったでしょうか。

○都市計画課長 今回この路線につきましては、都市計画の変更ということで進めているところでございますが、設計につきましてはご報告いたしましたように、詳細設計を完了しているということで、交通安全関係の公安委員会等の協議も経ているところです。そういった安全性の確保というはできておりますけれども、今回はその都市計画区域の範囲ということですので、隅切りのご説明したルールに基づきまして、都市計画道路等でない交差点については、区域から外すということで処理をさせていただいているということで、今具体的に事業を進めておりますので、そちらの方は適切に周辺の土地利用ですか、そういったものを含めて対応はできているということでございます。

○藤原会長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。
特にないようでございますので、第1号議案につきまして、原案通りと決してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○藤原会長 ご異議ございませんので、第1号議案につきましては、原案通りとさせていただきます。ありがとうございます。
続きまして、報告事項に移ります。事務局からご説明お願いいたします。

報告事項 都市再開発の方針の策定(中間報告)

○都市計画課長 報告事項でございます。都市再開発の方針の策定について、中間報告ということでさせていただきたいと思っております。

スライドでご説明したいと思います。正面のスクリーンをご覧くださいと思います。お手元の配布資料でございますけれども、資料2となります。説明は約15分を予定しております。よろしくお願いいたします。

本日ご説明いたします内容は、1都市再開発の方針について、2広島県都市再開発の方針(素案)について、3策定スケジュールとなります。

それではまず、1都市再開発の方針についてご説明いたします。

都市再開発の方針は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランであり、都市再開発に関する個々の事業について、都市全体から見た効果を十分に発揮させること、民間建築活動を適正に誘導することなどを主たるねらいとして定めるもので、都市計画法第7条の2及び都市再開発法第2条の3に基づき、県が策定するものです。

次に都市再開発の方針策定で期待される効果についてご説明いたします。都市再開発の方針の策定効果としては、民間建築活動を再開へと適切に誘導することなどがあります。その他、具体的な支援措置としましては、税制優遇などが考えられます。

続きまして、広島県都市再開発の方針の素案についてご説明いたします。方針の構成は、Ⅰの「基本的事項」において、策定経緯や位置付けを、次にⅡの「広島県における都市の目指すべき将来像」と、Ⅲの「都市再開発の方針に定める地区」を記載し、別表として、定める地区ごとに再開の目標や計画の概要を記載しております。付図には、定める地区ごとの位置を明示しております。

続きまして、目次はスクリーンに示すとおりでございます。お手元にも資料2とは別

に、資料2-1としまして概要書、資料2-2としまして素案そのものをお配りしておりますので、後程ご確認いただければと思います。

まず、Ⅰの基本的事項についてご説明いたします。基本的事項には1都市再開発の方針の策定経緯と目的、2都市再開発の方針の位置付け、3、対象とする区域について記載しております。

最初に策定経緯と目的についてご説明いたします。都市再開発の方針は、平成12年の都市計画法の改正により、独立した都市計画となりましたが、現在、本県では旧法に基づき都市計画決定している「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の一部として運用しております。しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来など都市をめぐる社会経済情勢は大きく変化しており、市街地においては低密度化が進行しております。このような背景から、このたび、計画的な再開発が必要な市街地において民間建築活動を誘導し、都市再生により都市の価値を維持向上していくことをねらいとして、新たに本方針を策定することとしました。

次に都市再開発の方針の位置付けを説明いたします。都市再開発の方針は、県が定める都市計画区域マスタープランと調和を図り、概ね20年後の都市の姿を展望して、再開発の目標や高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定めるものです。本方針の対象となる区域は都市計画区域内の市街化区域に限定されることから、本県では市町との調整の結果、広島圏都市計画区域及び備後圏都市計画区域の市街化区域を対象とし、広島圏都市計画区域では大竹市、廿日市市、広島市、府中町、海田町及び呉市を、備後圏都市計画区域では三原市、尾道市、及び福山市を対象とすることといたしました。なお、広島市域は都市計画法の規定により、広島市決定となるため、本方針には含まれておりませんが、同時決定に向けて調整を進めているところです。

次にⅡの「広島県における都市の目指すべき将来像」についてご説明いたします。こちらは令和元年12月に定めております「広島県都市計画制度運用方針」のものでございますがこれに基づきまして、「コンパクト+ネットワーク型」の都市を再構築し、災害に強く、誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に、「活力」と「魅力」に満ち溢れた都市を、住民が主体となり、行政がサポートしながら協働で作りに上げていくと定めております。

次にⅢの「都市再開発の方針に定める地区」についてご説明いたします。本方針では、高次都市機能の集積を目指す拠点の基本として、「1号市街地」及び「再開発促進地区」を定めます。1号市街地は、都市計画区域内の市街化区域において、計画的な再開発が必要な市街地を定め、再開発促進地区は1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を定めます。また、その地区ごとに再開発の目標や土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定めます。

次に、広島圏都市計画区域の区域図でございまして、説明用の旗揚げが幾つかございまして、青色の枠が1号市街地に定める地区でございまして、赤色の枠が再開発促進地区で定める地区を示しております。黒塗りをした範囲は広島市の範囲となります。

それでは、大竹市、廿日市市、府中町、海田町、呉市の定める地区について順にご説明いたします。

まず、大竹市でございまして、スライドの右側に記載の青線で示した地区、小方地区でございまして、こちらを1号市街地に位置付けます。面積は62haで、商業・行政・レクリエーションを中心とした都市機能や居住の誘導による、利便性の高い居住環境の形成を目標として定めます。

次に廿日市市でございます。同じく青線で示した廿日市市シビックコア地区を1号市街地に位置付けます。面積は40haで新たな都市基盤の整備による、にぎわいと魅力ある都市拠点の形成と、まちなか居住の場の形成を目標として定めます。この中に赤線で示した地区がございます。こちら、下平良地区でございますが、こちらを再開発促進地区に位置付けます。面積は約7haで高次都市機能の集積・強化、公民連携による土地の高度利用、都市基盤整備や公共施設の集約・再編を図り、にぎわいと魅力ある都市拠点と快適で利便性の高いまちなか居住の場を形成することを目標として定めます。

次に府中町でございます。青線で示した二つの地区を1号市街地に位置付けます。一つは上の方の府中町役場周辺地区でございます。面積は110ha、交通利便性を生かした公的施設や、商業・業務・公共サービス施設の集約による活気と交流が生まれる市街地の形成を目標として定めます。二つ目は、向洋駅周辺地区でございます。面積は20ha、都市基盤整備及び老朽化した建築物の更新による良好な居住環境の形成を目標として定めます。

次に、海田町でございます。青線で示した二つの地区を1号市街地に位置付けます。一つは、スライドの下の方でございますが、中心拠点地区で面積は96haでございます。交通結節機能、商業・業務機能、生活サービス機能などの集積による、都市活動を支える市街地の形成と良好で魅力的な生活環境の形成を目標として定めます。二つ目は、右の地区拠点地区で面積は49haでございます。

新たな交通結節機能の形成などを契機とした商業・業務機能、生活サービス機能などの集積による、日常活動の中心となる市街地の形成と、良好で魅力的な生活環境の形成を目標として定めます。

次に、呉市でございます。青線で示した呉駅周辺地区を1号市街地に位置付けます。面積は139haで、多様な都市機能の集積と一体的な交通ネットワークによるにぎわいの創出と利便性の高い居住環境の形成を目標として定めます。

広島圏都市計画区域は以上でございます。続きまして、備後圏都市計画区域の区域図でございます。

説明用の旗揚げがいくつかございますが、青色の枠が1号市街地に定める地区、赤色の枠が再開発促進地区で定める地区を示しております。

それでは三原市、尾道市、福山市の定める地区について順にご説明いたします。

まず三原市でございます。青色で示した三原駅周辺地区を1号市街地に位置付けます。面積は106haで、都市機能の集積と都市型居住を促進し、複合的土地利用を誘導することによる利便性の高い市街地の形成を目標として定めます。

次に、尾道市でございます。青色で示した尾道駅西部地区を1号市街地に位置付けます。面積は33haで、商業・業務などの高次都市機能の誘導・強化による、共存する住宅地と調和のとれた良好な都市空間の形成を目標として定めます。

次に、福山市でございます。青線で示した二つの地区を1号市街地に位置付けます。一つは、中心市街地地区で面積は173haでございます。地図上では、福山駅の付近でございます、C-1と記載している地区でございます。備後圏域の玄関口である福山駅を中心とした地区で、商業、業務などの広域的でより高次な都市機能が集積した高密度な市街地の形成を目標として定めます。二つ目は周辺市街地地区でございます。面積は2,180haでございます。地図上ではC-2と記載しております。2ヶ所に分けて記載しておりますけれども、C-1の地区を取り囲むような地区となっております。こちらの方は、都市機能の集積による利便性の高い良好な居住環境の形成を目標として定めます。

次も福山市でございますが、赤線で示した地区を再開発促進地区に位置付けます。先

ほどの1号市街地のC-1の中に位置しております。面積は約11haでございます。広島県東部の交通結節点である福山駅南地域において、土地の集約化や建物の更新などによる備後圏域の玄関口にふさわしい魅力とにぎわいのある複合的な都市拠点的形成することを目標として定めます。

最後に、策定のスケジュールについてご説明いたします。本日、当審議会へ素案を中間報告いたしました。ご意見を頂戴した後に、4月にパブリックコメント及び公聴会開催に向けた閲覧を行いまして、県民意見等の聴取を行うこととしています。その後、都市計画の案の縦覧を行いまして、秋頃に当審議会への諮問と進めて参りたいと考えております。

以上で都市再開発の方針の策定に係る中間報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。それでは報告事項について質疑応答いたします。

まず、この会場で何かご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、オンラインでご参加の皆様方、何かご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

○太田委員 広島市立大学の太田と申します。いただいた資料の12ページにある将来像の図のところですか。広島県における都市の目指すべき将来像を色分けしてあって、五つあるわけですが、本当にいろんな意味で円安も進んでおりますし、貴重で有限な時間と労力とコストパフォーマンスを最大限にするためにコアになるのが、肌色（で表示されている箇所）の安全安心に暮らせるふるさとっていうそういうところです。それぞれの言葉になっているイメージに響かせるような形で、これからの都市再開発の方針の策定っていうのを進めていただければなと思っております。

もう少し説明させていただくと、静岡県ホームページを見てみますと、「フェーズフリーってなんだろう」というのがありまして、2025年の11月14日が、直近の更新なんですけれども、フェーズフリーとは平時と非常時の境界、フェーズを開放、フリーにするという意味で、普段の暮らしと災害時の暮らしの垣根をなくすことを目標とした考え方です。例えば防災用品のほとんどは、平時は保管のみで、非常時になってから初めて取り出して使用する防災専用の製品です。一方、フェーズフリーの製品は、非常時に役立つ商品であることはもちろん、平時でも便利に使える商品になっていきますと、だから防災を特別な活動ではなく、日常生活の一部に自然に組み込んであるということなんです。これは商品のこと言ってますけれども、まさに構造物とかをこれから作っていく時に、これをコンパクト+ネットワーク型の都市にするんだけど、そこで広島県っていうのはフェーズフリーのどこだよっていうふうに、イメージしてもらえよう。な、活力もフェーズフリーで設けましようとか、フェーズフリーだから、「ここ、いいよね。」、「子育てしやすいよね。」っていうふうになるんじゃないかと思っております。

熊も出ますし、カキも獲れなくなりましたし、雨も降っていないし、台湾有事とかそういうきな臭い話も出てきております。全部それって私は災害だと思っているので、そういうことに、普段から備えられるような、そういうところになっていけばと。

今、若い方々がライブ飛ばしとか、この度は、比例区の候補立て飛ばしっていうふうには、私は学生さんから聞いたんですけども、北海道とか九州だったら、選択肢が11あるのが広島だったら、投票先が10しかないです。そうしたところから、若い世代がこれ

は外に出たいなと思うのは、もう止められないとしても、湯崎前知事にしても、このたびの横田知事にしても、一遍、外に出られてやっぱり広島に住みたいということで戻ってきていますね。それで、人口転入して戻ってきていただいて、そこに一番下にある住民主体のまちづくりが進む。そうしたら、にぎわいっていうのは付随してついてくる。だから、にぎわいを取り戻すために何かやるっていうんじゃない。どのくらいの方が戻って来られるかっていうのは、もう一種の賭けというか、そういうことなので、もう既に住んでいる私たちにとっても、その時間、労力、コストパフォーマンスが一番いいような、私たちにとって、役に立ち、かつ魅力になるような、そういうのが何かって考えたら、もう、この10年はやっぱり、この安全・安心、フェーズフリーっていう、攻めの平和といいますか、平時からの平和といいますか、そういうふうを考えていくのがよろしいのではないかと考えております。何かご意見をいただければと思っております。

○藤原会長 ありがとうございます。貴重なご意見でした。事務局から何かご返答ありますでしょうか。

○都市計画課長 この度、都市再開発の方針ということで策定を進めているところでございますけども、先生の方からご指摘いただきましたスライドにつきまして、広島県における都市の目指すべき将来像ということで、県の都市計画制度運用方針の方でも掲げております。広島県全体の目指すべきところということで、都市行政の方で定めているものでございます。

今回は、都市再開発の方針ということで、市街化区域を対象に、それぞれの構成する市町の計画との関係であったり、市町の意向とかを踏まえて、地区を設定しており、具体的に事業を進めていくという方向性といったところの目標というのを、先ほど地区毎にご説明しました。そういった中で、都市の基盤整備とか、そういったものも進めながら、大元の目的である民間建築活動を誘導していくということで、方針というものを定めていくというものでございますので、策定後は、多様な関係者の方が関わってくることになりますけども、同じような方向性を目指すような形で、進めていければいいなというふうには考えております。直接的なご回答になっていないかもしれませんが、今回の取り組みの考え方につきまして、ご回答させていただきます。

○太田委員 ありがとうございます。最近、「それ、広島で」とか、若者が戻って来やすいようなまちづくりっていうことを、積極的に広島県はおやりになっているようです。

我々大学業界の人間にとっても、大変に歓迎すべきことですので、いろんなところと連携しながら、対処療法ではなく、やはり集中してコストパフォーマンスを良くするようなそういう形で、ぜひ、これからもご尽力いただければと願っております。ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。フェーズフリーは、広島県ではもっとわかりやすい言葉で何か書くとかやってもいいかもしれないですね。考え方はもう全くその通りで、平時から災害に備えるし、災害時も平時の備えに沿ってやれば安心だと思えるような地域をつくっていくということだと思うので、ちょっと静岡県に負けず広島県も頑張ってフェーズフリーに代わる何か新しい考え方や言葉があるといいなと感じました。太田先生ありがとうございます。オンラインの方々で他に手を挙げていただく方いらっしゃいますでしょうか。

○百武委員 県立広島大学の百武と申しますよろしくお願いたします。

コンパクト+ネットワーク型の都市を目指すということで、これからまだまだ人口減少も進むかもしれないと思いますし、今現状で低密度である中心市街地は特に低密度化が進んでいるということで、こういったところの中心市街地を含めて、人を取り戻して、より高密度のまちづくりをして、コンパクトでしかも、住みやすいまちを作ったらとてもいいなと思っていますが、都市のスポンジ化が進んでる中で、それぞれもちろん違うと思うんですけども、こういった形の密度っていうのを検討されているかっていうのは、そういった考え方っていうのも、この背景にはあるんでしょうか。

見ると結構指定されている地区が広いなっていうふうに正直思うところもありまして、こちらは何か具体的な目標みたいなものは掲げられてるのでしょうか。

○都市計画課長 それぞれの地区設定の考え方というご質問だと思っています。今回地区の設定といたしまして大きく1号市街地というものと、再開発促進地区ということで、2段階で地区を定めていくということで進めておりますけども、1号市街地の定め方につきましては、高次都市機能の集積を目指す市街地に設定するというのを、基本的な考え方にしております、これに基づきまして、市町との調整を受けて、素案を定めたということです。こちらの市町の考え方でございますけども、今画面投影しております、市町のマスタープランですとか、あとは都市の関係の計画になります立地適正化計画、この中には、都市機能誘導区域というものがございまして、コンパクト+ネットワークの一つの考え方で、区域を設定しておりますけども、この区域の一部ということで設定している市町が多いというような状況になっております。

今、我々が定めようとしております都市再開発の方針には定量的な密度までは定めておりませんが、各市町の立地適正化計画等では、そういった数値も定めながら、様々取り組んでいますので、そういったものと連携させて、全体で方向性を定めていくことで、今回方針を定めていくということにしております。市町との計画との調和というふうに書いてありますけども、そういった調和を図りながら、方向性を検討して定めたというものでご理解いただければと思っています。

○百武委員 ありがとうございます。

○藤原会長 ご質問ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

ご意見を2件いただきまして、それぞれ有意義なご意見でございましたので、引き続き検討というか、丁寧に取り組みを進めていただきたいと思います。

皆様方、他によろしいでしょうか。

それでは、報告案件につきましても、以上で終わらせていただきたいと思います。

以上をもちまして本日の議事は終了いたします。

ありがとうございました。オンラインでのご参加の皆様も誠にありがとうございました。

それでは事務局にお渡しします。

3 閉会

○司会 藤原会長ありがとうございました。ここで事務局よりご報告があります。村田委

員におかれましては、令和8年5月の任期終了をもって委員を退任されます。本審議会が村田委員の最後の審議会となります。

村田委員には平成22年2月にご就任していただき、委員として15年間にわたって本県発展の礎となります都市計画の確立にご尽力いただきました。

退任されるに当たりまして、一言お願いいたします。

○**村田委員** 村田です。農業経済分野から審議会委員に、長らく微力ながら参加させていただきました。途中、大きな水害が広島県を襲いまして、これを基に都市計画のあり方が根本的に不可逆な方向に変化があったなど強く感じているところです。

そもそも人は時間が経つと、忘れてしまいがちですので、この広島県の都市計画審議会におきましては、遠い未来を見据えた、都市計画をこれからも続けていっていただきたいかと思えます。

あまり役に立った実感がありませんけれども、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○**司会** 村田委員ありがとうございました。続きまして、県を代表して、都市建築技術審議官の木村より一言ごあいさつを申し上げます。

○**都市建築技術審議官** 都市建築技術審議官の木村でございます。

本日は、お忙しい中ご審議をいただきまして、また貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本年度最後の審議会ということで一言ごあいさつを申し上げます。

本年度は審議会を2回開催させていただきましたけれども、本日の審議会をもちまして、本年度予定をしておりました案件は全てご審議をいただいたということになってございます。誠にありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、来年度以降も、先ほど報告のございました都市再開の方針の策定など、引き続きのご指導、ご支援をお願いいたします。

また村田委員におかれましては、平成22年のご就任以来、15年の長きにわたり、専門的な知識と経験を生かし、貴重なご意見を賜りました。

それから、審議会の円滑な運営にご尽力いただきましたことを、心より敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県発展のために、引き続きご指導を賜りますようお願いいたしまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○**司会** ありがとうございました。委員の皆様にはご多忙のところ長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。次回の審議会は令和8年7月を予定しております。調整次第ご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第258回広島県都市計画審議会を閉会します。

本日はありがとうございました。

閉会 11:00